

駐車許可の申請要領等

1 申請・相談窓口

相談窓口

交付基準その他詳しい内容については、お近くの警察署交通課又は各方面本部の交通課若しくは警察本部交通規制課駐車対策係(011-251-0110内線5187)までお問い合わせください。

窓口開設時間

月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前8時45分～午後5時30分まで

2 申請要領

原則として、当該用務に従事する法人等や認められる者が申請することとなります。従って単なる書類を持参した者は申請者となり得ません。

必要書類

- 指定申請書(様式第7号)
- 自動車検査証の写し
- 運転者の免許証の写し
- 申請に係る駐車場所及びその周辺の見取り図(建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請場所に印を付したもの)
- 当該用務に使用する車両であることを疎明する書面
- 当該車両に係る用務を疎明する書面
- 印鑑

3 許可証の正しい使い方

1. 有効期限内の標章を掲出していること。
2. 駐車時、車両の前面の見やすい箇所に掲出していること。
3. 駐車許可された場所以外では使用しないこと。
4. 道路使用に該当する用務に使用していないこと。

※ 正しく使用していない場合は、駐車違反として放置車両確認標章の取付等の措置を受けることがあります。